

平成29年7月24日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第27号 (仮称)草津市文化振興計画の策定について草津市文化振興審議会に対し、諮問するにつき議決を求めることについて
- 議第28号 草津市少年センター運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第29号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第30号 草津市指定有形文化財の指定につき議決を求めることについて

議第27号

(仮称)草津市文化振興計画の策定について草津市文化振興審議会に対し、諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年7月24日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

# (案)

草教委生発第 号  
平成29年 8月 1日

草津市文化振興審議会  
会長 中川 幾郎・様

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## (仮称) 草津市文化振興計画の策定について (諮問)

本市の文化振興にかかる理念や施策を定めた草津市文化振興条例に基づく(仮称)草津市文化振興計画を策定するにあたり、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

### 諮問の趣旨

本市では、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、草津市文化振興条例を7月1日に施行しました。

同条例では、文化活動を行う者の自主性および創造性の尊重、市民が等しく文化に触れることができる機会の充実、文化の創造および発展を促進することによる都市の魅力向上を基本理念として定める他、文化振興における市民と市の役割や、市として取り組むべき基本施策について定めています。

今後は、条例で定める基本施策を総合的かつ計画的に推進し、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちの実現に向け、さらなる文化の振興を図ることが求められます。

こうしたことを踏まえ、文化振興にかかる社会動向や本市の現状を反映した「(仮称)草津市文化振興計画」の策定について、貴審議会に諮問するものです。

議第28号

草津市少年センター運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年7月24日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立少年センター運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）第7条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
少年問題に関係ある機関または団体の代表	井川 宗義	草津警察署生活安全課長
	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議会長
	清水 昭博	草津市少年補導委員会会長
	阿部 テイ子	草津市更生保護女性会会長
	田中 善子	草津市民生委員児童委員協議会児童福祉部会長
	木村 清	草津保護区草津支部保護司会会長
	木村 友紀	草津市PTA連絡協議会副会長
関係教育機関の職員	橋詰 雅章	草津市立常盤小学校長
	杉山 泰之	草津市立松原中学校長
	北澤 和夫	光泉高等学校長
公募による市民	金本 美和	公募
	中川 和江	公募
	山内 志津子	公募
その他教育委員会が必要と認める者	宇野 吉明	矢倉学区未来のまち協議会副会長
	上田 浩司	草津市公共職業安定所総括職業指導官

任期：平成29年9月1日から平成31年8月31日まで

草津市立少年センター条例施行規則（抄）

（運営委員会の組織）

第7条 運営委員会は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

議第29号

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年7月24日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正



草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	糸乗 前	滋賀大学教授
学校教育の関係者	寺尾 信一	元公立小学校長
公募市民	辻 圭子	

任期 平成29年7月24日から平成30年3月31日まで

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

第4条以降（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市教育委員会事務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局 教育総務課
（略）	（略）	（略）

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
（略）	（略）
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
（略）	（略）

議第30号

草津市指定有形文化財の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年7月24日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市指定有形文化財の指定につき議決を求めることについて

草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第4条第1項の規定により、次の文化財について草津市指定有形文化財に指定することにつき議決を求める。

記

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 場 所
いくぞうだんしんぎぞう 木造男神坐像	1 軀	小槻神社	草津市青地町873番地	同 左
かんのんじせんしんしじょう 観音寺詮葬書状	1 幅	草津市	草津市草津三丁目13番 30号	同 左
ふくしまきのりきんざい 福島正則禁制（慶 長五年九月十七 日付）	1 幅	草津市	草津市草津三丁目13番 30号	同 左

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 場 所
もくぞうだんしんざぞう 木造男神坐像	1 軀	小槻神社	草津市青地町 8 7 3 番地	同 左

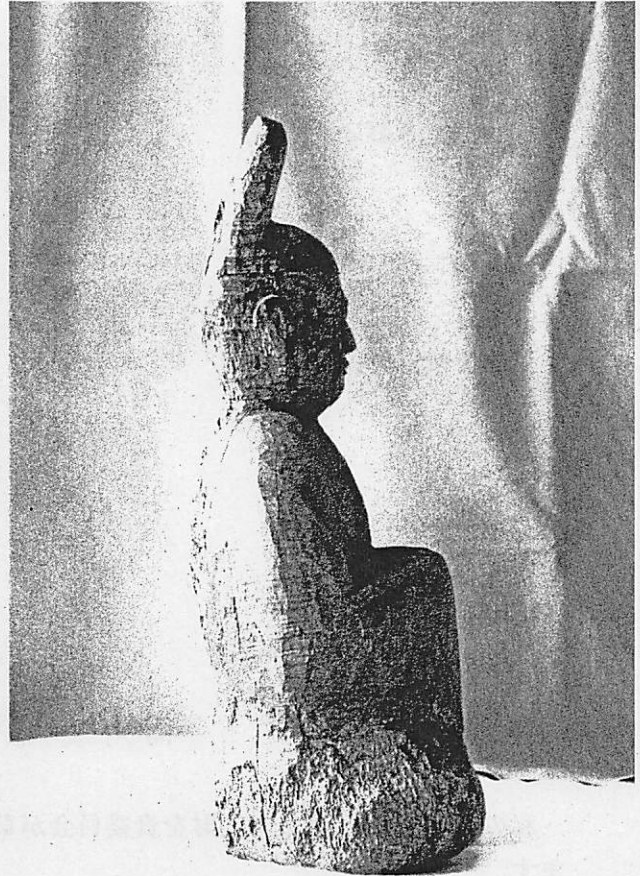
1. 名 称      もくぞうだんしんざぞう  
木造 男 神 坐 像
2. 員 数      1 軀
3. 所在の場所      草津市青地町 873 番地 (小槻神社所蔵)
4. 所有者の氏名又は名称及び住所  
小槻神社 宮司 井口盛彦 草津市青地町 873 番地
5. 種 類      美術工芸品(彫刻)
6. 法 量      像高：46.2 cm 冠下高：35.1 cm 頂上～顎：17.8 cm  
面長：8.0 cm 面幅：8.1 cm 面奥：9.2 cm  
耳張：10.0 cm  
胸奥：11.4 cm 腹奥：15.3 cm 肘張：13.5 cm  
膝張：14.2 cm 坐奥：17.4 cm
7. 品質及び形状  
幟頭冠をいただき、瞶目として閉口する。袍を着け、両腕を屈臂して胸前で拱手し、指を重ねながら笏をとる形とする。膝を左右にして坐す。  
広葉樹材製。頭体幹部(現状の全身)は、木心を中心に籠めた一材製とし、内刳りしない。木心中央に壜があるほか、節などが認められる。表面には、浅く左右方向にノミ痕を残し、大半が素地をみせているが、白地や朱系の色料が認められる。
8. 時 代      平安時代後期 (11 世紀)
9. 伝来その他参考となるべき事項  
耳朶の一部、両腕の一部、などが朽損し欠失している。また持物(笏か)を亡失している。
10. 諮 問 理 由      小槻神社本殿に伝来した俗体の男神坐像で、近年の修理によって面目を一新し、現在は社務所の内陣に安置されている。幟頭冠を頂いて、胸前で拱手して坐すもので、その表情からして瞶怒相の壮年の男神像。

全体感は茫洋<sup>ぼうよう</sup>として簡略な表現になるが、表情については、瞋怒の目の見開きをはじめ、鼻や口、頬の肉取りなどは丁寧に彫り出されている。材は木心を中心に込め、空のあった節の多いもので、由緒のある御衣木<sup>みえぎ</sup>を用いたものと思われる。一木造で丸彫りの古様な神像で、やや穏やかさを見せる表情などからして、11世紀の作と推測される。旧栗太郡という範囲からすれば、栗東市の大宝神社に平安時代から中世にかけての神像群が祀られており、同市の小槻大社や金勝寺には、10世紀から12世紀に造像された男神像が伝えられている。本像との比較でいえば、近年に確認された栗東市五百井<sup>いおのい</sup>神社の男神像（滋賀県指定文化財）などに親しさが認められる。五百井神社の男神像は、やや小振りになるものの、体部の立体表現なども的確で、古様をみせており、本像よりも古い作とみられる。本像は、五百井神社像の表現を継承するもので、地域における俗体男神像の一般的なタイプを示す古例として極めて貴重であり、市指定有形文化財とすることについて諮問する。

○木造男神坐像(小槻神社所蔵)



正面



側面



様式第1号 (第2条関係)

平成29年 7月 3日

草津市教育委員会 様

住 所

草津市青地町873

氏 名

小槻神社  
宮司 井口盛彦



同 意 書

私の所有する下記の文化財を貴委員会が草津市指定文化財に指定することに同意します。

記

1. 名称および数    木造男神坐像                      1 躯
2. 所 在 地        草津市青地町873番地 (小槻神社安置)



名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 場 所
観音寺詮葬書状 <small>かんのんじせんしゅんしよじょう</small>	1 幅	草津市	草津市草津三丁目13番 30号	同 左

1. 名 称 かんのんじせんしゅんしよじょう 観音寺詮葬書状
2. 員 数 1 通
3. 所在の場所 草津市
4. 所有者の氏名又は名称及び住所 草津市
5. 種 類 書
6. 法 量 本紙 縦：31.2 cm 横：48.3 cm  
全体 縦：110.9 cm 横：59.0 cm
7. 品質及び形状 掛軸（原型は折紙）
8. 時 代 2月朔日（天正20年（1592）～文禄4年（1595））
9. 伝来その他参考となるべき事項

原型は折紙。現在は軸装されている。

10. 諮 問 理 由 芦浦観音寺の第九世住持詮葬（天文9年（1540）～慶長5年（1600））が、関白豊臣秀次の家臣、吉田修理亮好寛に宛てた書状。秀次からの、廻船についての問い合わせに答えたものである。年号は記されていないが、秀次の関白在任期間から、天正20年から文禄4年の間に出されたと推測される。

資料中に見える「矢橋浦渡舟ともおり」とは、「艦折（ともおり、ともおれ）」を指し、「港に先に着いた船から荷物を積みだす」という、近世を通じ琵琶湖水運において基本となった規定であった。

この内容については、天正19年（1591）、豊臣秀吉が「江州諸浦」宛に出した「定」の中で言及されており、慶長3年（1598）に同じく秀吉が出した朱印状「江州湖上往還之船定条々」でよく知られる。当資料はこれより遡り、現在確認されている限りでは、琵琶湖の廻船において艦折が実際に行われていたことを示す最も古い資料であり、また「艦折」という語の初出資料でもある。こうした点から、近世の琵琶湖水運を知る上で重要な資料であると言える。

[釈文]

以上

御折紙拝見申候

仍江州矢橋浦渡

舟ともおり之事

蒙仰候 太閤様

任御朱印之旨申

付候然者

関白様御蔵入之由御

理之儀候間彼浦之

儀迄相除申候海上

之儀ニ候条百姓迷惑

申事無御座儀候

将又従先規無之由

申上通ニ候是も其

例多儀候何も以参

可得御意候恐惶謹言

二月朔日

観音寺 詮舜 (花押)

吉田修理亮様

御報

[読み下し]

御折紙拝見申し候、仍も江州矢橋浦渡舟ともおり之事、仰せ蒙り候、太閤様御朱印之旨に任せ申付け候、然者関白様御蔵入之由、御理之儀に候間、彼浦之儀迄相除き申し候、海上之儀ニ候条、百姓迷惑申す事御座無き儀に候、将又先規従り之無き由申し上げる通ニ候、是も其例多き儀に候、何も参るを以て御意得るべく候、恐惶謹言、以上

二月朔日

観音寺 詮舜 (花押)

吉田修理亮様 御報

○観音寺詮舜書状（草津市所蔵）

沙抄書状之上  
 河内河津兵衛様  
 再云々切り奉  
 御領 右ノ様  
 任御承平之旨下  
 付 延永  
 開白根荒合意法  
 理ノ御方持向之  
 儀是抄書ノ旨也  
 又ノ御承平之旨下  
 付 延永  
 御承平之旨下  
 付 延永

別紙付 河津兵衛様  
 御承平之旨下  
 付 延永

延永  
 御承平之旨下  
 付 延永

延永  
 御承平之旨下  
 付 延永

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 場 所
福島正則禁制(慶長五年九月十七日付)	1 幅	草津市	草津市草津三丁目13番30号	同 左

1. 名 称 福島正則禁制(慶長五年九月十七日付)
2. 員 数 1 幅
3. 所在の場所 草津市
4. 所有者の氏名又は名称及び住所 草津市
5. 種 類 書
6. 法 量 本紙 縦：31.5 cm 横：43.0 cm  
全体 縦：114.0 cm 横：51.9 cm
7. 品質及び形状 掛軸(原型は縦紙)
8. 時 代 慶長5年(1600)9月17日
9. 伝来その他参考となるべき事項

原型は縦紙。現在は軸装されている。

10. 諮 問 理 由 安土桃山～江戸時代初期の武将、福島正則(永禄4年(1561)～寛永元年(1624))が、近江草津村に宛てて下した禁制で、軍勢の濫妨・狼藉、人取り、放火を禁じたものである。

草津村は文禄年間(1592～1596)には豊臣秀吉の蔵入地であった。福島正則は関ヶ原の戦いで東軍の先鋒をつとめており、当禁制が出されたのは合戦の2日後である。また、発給日のさらに2日後には、戦勝した徳川家康が同村の常善寺に宿陣している。草津村は寛永11年(1634)に膳所藩・本多氏領となり幕末に至ったが、草津に対する徳川方の支配が確定した時期を示す、貴重な資料である。

[釈文]

禁制

くさ津村

- 一 軍勢甲乙人濫妨狼藉之事
- 一 不寄男女人を執之事

一 放火之事

右条々違乱輩於在之者

可処嚴科者也仍如件

慶長五年

九月十七日 羽柴左衛門太輔 (花押)

[読み下し]

禁制

くさ津村

一 軍勢甲乙人濫妨狼藉之事

一 男女に寄らず人を執る之事

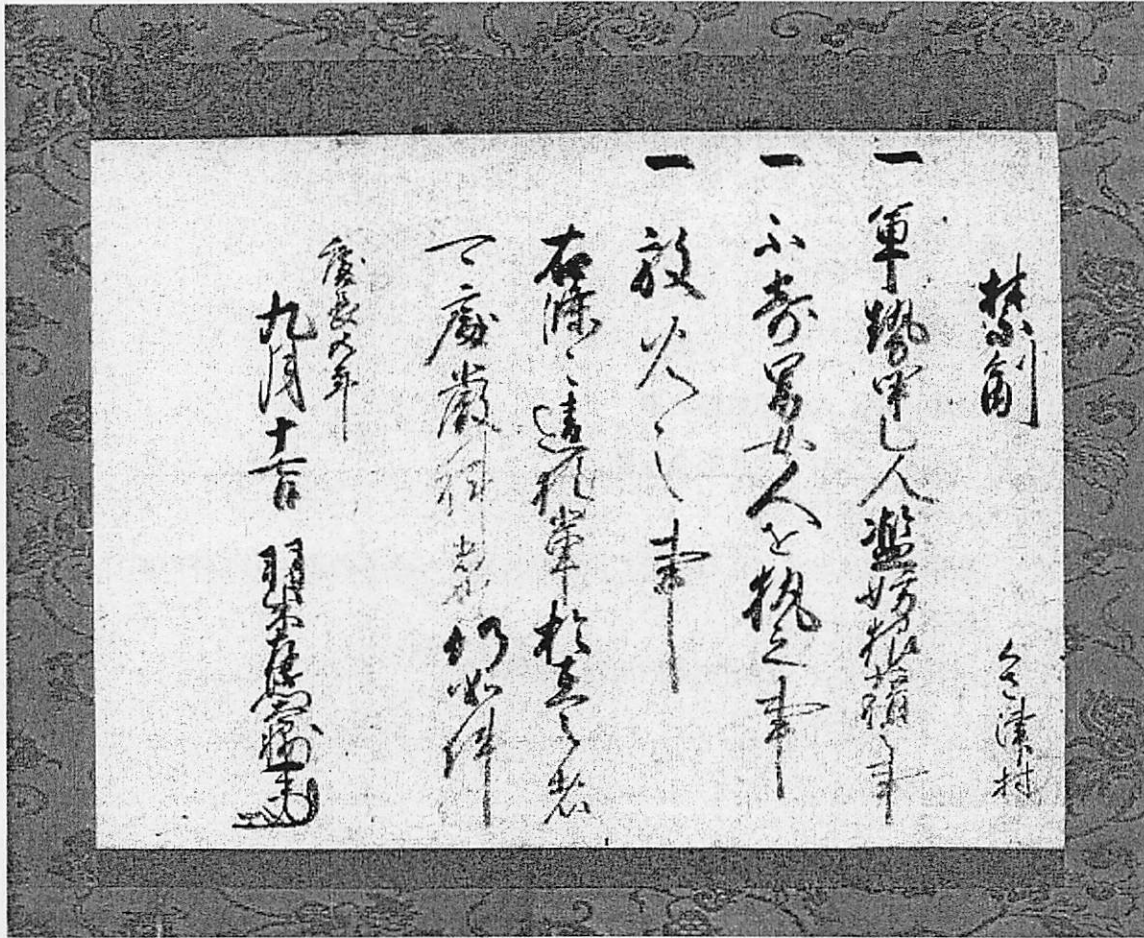
一 放火之事

右条々違乱の輩之在るに於ては嚴科に処すべきもの也、仍て件の如し

慶長五年

九月十七日 羽柴左衛門太輔 (花押)

○福島正則禁制（草津市所蔵）





平成29年 7月 7日

草津市教育委員会  
委員長 川那邊 正 様

草津市文化財保護審  
会長 石丸 正



草津市指定有形文化財について (答申)

平成29年2月23日付け、草教委文発第280号で諮問のありました草津市指定文化財については、審議の結果、草津市文化財保護条例(昭和53年草津市条例第8号)第4条第1項の規定に基づき、下記の文化財を草津市指定有形文化財に指定されるよう答申いたします。

今後、その保存と活用に尽力されたい。

記

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 場 所
木造男神坐像 <small>しきぞうだんしんざせう</small>	1 軀	小槻神社	草津市青地町873番地	同 左
観音等経巻書状 <small>くわんおんとうけいまくしじょう</small>	1 幅	草津市	草津市草津三丁目13番30号	同 左
福島正則禁制(慶長五年九月十七日付) <small>ふくしまさのりきんせい(けいぢょうごねんくわいじちつ)</small>	1 幅	草津市	草津市草津三丁目13番30号	同 左



平成29年7月24日

教育委員会定例会協議書

草津市教育委員会



協議事項

教育委員会事務の点検および評価の報告書（平成28年度）（案）について

教育委員会事務の  
点検および評価の報告書  
【評価対象：平成28年度】

【案】

平成29年 月  
草津市教育委員会

< 目 次 >

I 点検・評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)

- 1 趣 旨
- 2 点検・評価の対象
- 3 点検・評価の方法および評価指標
- 4 外部評価委員会

II 「草津市教育振興基本計画（第2期）」の基本理念と施策の基本方向  
・・・・・・・・・・・・(4)  
評価シートの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(9)

III 教育委員会事務の点検・評価（評価対象：平成27年度）

- 1 「子どもの生きる力を育む」・・・・・・・・・・・・(11)
  - 目標1 「豊かな心と健やかな体の育成」
  - 目標2 「生活習慣と社会性の育成」
  - 目標3 「確かな学力の育成」
  
- 2 「学校の教育力を高める」・・・・・・・・・・・・(42)
  - 目標4 「教職員の指導力の向上」
  - 目標5 「学校経営の充実・向上」
  - 目標6 「教育環境の充実」
  
- 3 「地域に豊かな学びを創る」・・・・・・・・・・・・(75)
  - 目標7 「生涯学習・スポーツの充実」
  - 目標8 「文化・芸術の振興」
  - 目標9 「地域協働合校の推進」

# I 点検・評価制度

## 1 趣 旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月から全ての教育委員会は、効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすために、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表することが義務付けられ、本市においても、平成22年3月に策定した「草津市教育振興基本計画」の進捗状況の確認を行うことも兼ねて、計画の施策体系に沿った点検・評価を実施しました。

また今年度から、平成27年3月策定の「草津市教育振興基本計画（第2期）」に掲げた施策が点検・評価の対象となるため、過去の外部評価委員会等で指摘があった事項の改善に努め、新たな点検・評価手法と評価指標をもって、点検・評価を実施しました。

### 【 参 考 】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検・評価の対象

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する教育委員会の権限に属する事務および市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務を点検・評価の対象とし、「草津市教育振興基本計画（第2期）」の「施策の基本方向」として位置づけた、9つの目標と40施策について、点検・評価を実施しました。

〔教育委員会の権限に属する事務のうち、市長部局の職員（子ども家庭部およびまちづくり協働部）に補助執行させている事務は点検・評価の対象としていません〕

### 3 点検・評価の方法および評価指標

「草津市教育振興基本計画（第2期）」に掲げた施策の進捗状況を管理するため、40施策の具体目標ごとに評価項目を定め、計画期間の最終年度に到達すべき目標値と年度ごとの目標値を設定し、実績に基づく目標達成度により評価を行いました。

### 4 外部評価委員会

点検・評価の客観性・透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々の意見、助言をいただき、その意見等を各評価シートに記載します。

今年度は、下記の方々に外部評価をお願いしました。

#### 教育委員会事務外部評価委員

糸乗 前	(滋賀大学教授)
寺尾 信一	(元公立小学校校長)
辻 圭子	(公募市民)

## Ⅱ 草津市教育振興基本計画（第2期）の基本理念と施策の基本方向

### 1. 基本理念

「基本理念」は、平成22年度からの10年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示すものです。後期の5年間（平成27年度～平成31年度）の計画として位置付けられる第2期計画においても、この「基本理念」を継承しています。

#### 基本理念

**子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ**

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、一貫して人口増加を続け、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといっても過言ではありません。教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来から街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を活かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の歴史を知ることを通じた郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きが

いを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気” と “うるおい” のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

## 2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つで、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して9つの目標を設定しました。

本市には、県内あるいは全国をリードする学校での教育実践が多くあり、また地域には地域協働合校の理念を実践する多くの取組やノウハウがあります。また、教育資源も多く、地域の方々による様々な取組が行われており、これらは誰もが認める草津の「強み」です。

第1期計画に引き続き、9つの目標の実現に向けての取組は、これらの「強み」を活かしながら新たな「強み」を構築し、「強み」を「特色」へ、さらには、多くの人の心を引きつける「魅力」へと発展させながら、計画的にまた重点的に推進します。

## (1)子どもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「子どもの生きる力を育む」です。現代社会は、グローバル化や情報化の進展などにより予想を超えたスピードで変化し、多様化が一層進んでいます。

このことから、子どもたちが、豊かな情操や、自尊感情、人を思いやる心、社会性などを育み、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培うとともに、確かな学力を身につけていくことが必要になります。学校、家庭、地域、行政が協力しあいながら、本市の子どもたちが、社会性や国際化にも対応できるコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を身につけていけるようにすることが、施策の基本方向の第一です。

### 目標1. 豊かな心と健やかな体の育成

「豊かな心と健やかな体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるための健康や体力」のことです。この目標に向けて、出生時から成人するまで子どもの発達段階に際して、学校、家庭、地域、行政がお互いに連携・協力し効果があがるような取組を継続します。また、子どもたちが安心して楽しく毎日を過ごせるよう、いじめ根絶を目指した取組を進めます。

### 目標2. 生活習慣と社会性の育成

子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、他者との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていくうえでの大きな力になります。学校、家庭、地域がそれぞれにしつけるべきこと、育てるべきことに対する役割を明確にして、連携・協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取組を継続します。

### 目標3. 確かな学力の育成

「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味や関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」、「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」、「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。子どもたちの発達段階を踏まえ、ICTの活用等による協働型・双方向型の授業革新の推進と学校・家庭・地域との連携などにより、「確かな学力の育成」を身につけるための教育内容・方法の一層の充実を図ります。



## (2) 学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。学校は、学齢期のすべての子どもの教育を担っています。学校の教育力を高めることは、子どもたちの「生きる力」を育成することにつながります。また、学校は家庭教育や社会教育とも連携する本市教育の推進拠点であり、学校の教育改革は家庭教育や社会教育の改革にもつながります。本市の教育の改革と未来の発展を開く重要な指標として、学校の教育力の向上に今後も努めます。

### 目標4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力には、教職員の指導力が大きく影響します。今後も、教育への情熱にあふれ、柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教職員の育成と資質の向上を図り、質の高い授業の実現に努めます。

### 目標5. 学校経営の充実・向上

学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施し、保護者・地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要であり、これらの取組により、今後も学校経営の充実と向上を図ります。

### 目標6. 教育環境の充実

良好で質の高い学びを実現する教育環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、今後も教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。

### (3) 地域に豊かな学びを創る

施策の基本方向の第三は、「地域に豊かな学びを創る」です。誰もが豊かな人生を過ごしていくためには、生涯を通じて、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、子どもと大人が共に学び合うという考えのもとに、地域学習社会の実現を目指しています。この本市ならではの理念をさらに高く掲げ、皆の協力で地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

#### 目標 7. 生涯学習・スポーツの充実

すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、成果を活かすことができ、また、スポーツを楽しめる豊かな人間性のある地域学習社会の創造を目指します。

#### 目標 8. 文化・芸術の振興

文化や芸術には、人に安らぎや生きる喜びをもたらす、豊かな心を養う力があります。また、人と人を結びつけ、立場や世代を超えて人間としての共感を呼び覚ます力があります。こうした文化・芸術の力を活用し、社会全体を活性化させ、心豊かで魅力のあるまちづくりを進めます。

#### 目標 9. 地域協働合校の推進

平成 10 年度から始まった本市の地域協働合校の取組により、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきました。その一方で、様々な課題も出てきていることから、当初のねらいの実現を目指し、今後も子どもと大人が共に学ぶための取組の充実と発展に努める必要があります。

# 【評価シートの見方】

教育振興基本計画(第2期)に掲げた施策の基本方向や目標を記載しています。

教育振興基本計画(第2期)において、各目標ごとに掲げた施策を記載しています。(平成27年度から5年間で計画的かつ重点的に実施すべき施策)

基本方向	2	学校の教育力を高める			
目標	⑥	教育環境の充実	施策	26	学校等の施設・設備の整備を推進します。
具体目標	ア	学校施設の整備			
具体施策	(1)子どもの安全な学習環境の確保と教育環境の改善のために、学校施設の非構造部材(※1)の耐震化、また、市有建築物中長期保全計画に基づく、大規模改造の実施および老朽校舎の改築や長寿命化を進めます。 (2)太陽光パネルの設置や校舎の大規模改造等においての高効率の照明器具の設置など、環境にやさしい学校施設の整備 ※1 木造校舎については、校舎の芝生化については、地域の協力を得ながら進めます。				

各施策ごとの具体的な取組内容を記載しています。

具体施策に基づいて、各所属で取り組んでいる事業を記載しています。

施策の成果をはかるための評価項目と、5か年をかけて到達すべき目標値を記載しています。

取組状況	施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
							H27	H28	H29	H30	H31	
(1)		非構造部材の耐震化および大規模改造の実施	教育総務課	非構造部材の耐震化について、国の交付金の内示が遅れたことから、予定していた工事を平成29年度に繰越し実施することとした。工事に必要な調査点検・実施設計業務を実施した。 (小学校: 渋川、玉川、草津第二、南笠東) (中学校: 草津、玉川)  大規模改造工事については、小学校は笠縫小学校の体育館および校舎のトイレを、中学校は、新堂中学校の管理棟および普通教室棟の一部を実施し、教育環境の改善を図ることができた。	非構造部材の耐震化実施校率(累計)	70.0%	目標	10.0	25.0	40.0	55.0	70.0
							実績	10.0				
							目標達成度	100.0%	40.0%			
(2)		環境にやさしい学校施設の整備	教務課	具体的にどのような取組を行い、それによって、どのような成果が得られたのかを、各事業ごとに記載しています。  一方、大規模改造工事等において照明器具の省エネルギー化を進め、環境にやさしい学校施設の整備を図ることができた。	環境にやさしい施設(照明器具)の整備に取り組んだ棟数(全体棟数117)	72棟	目標	60	63	66	69	72
							実績	60	63			
							目標達成度	100.0%	100.0%			

各年度の目標値に対する達成度を記載しています。

具体的にどのような取組を行い、それによって、どのような成果が得られたのかを、各事業ごとに記載しています。

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	非構造部材の耐震化および大規模改造の実施	教育総務課	耐震化については他市に先駆けて実施しており、評価できる。予算面の都合もあるだろうが、今後も子どもたちの安全安心な学習環境の保持に努めてほしい。耐震化と併せて、学校体育館のトイレの改修も実施してもらえるとよい。	今後も計画的に校舎の非構造部材の耐震化および大規模改造工事を進め、安全・安心な学習環境の保持に努めていく。体育館のトイレの改修については校舎のトイレも含めた中で老朽化等を考慮しながら計画的に進めていく。	財政負担の年度平準化を図りながら計画的に施設の大規模改修等を進める必要がある。また、国に対し学校施設環境改善交付金の確実な事業採択等について要望を継続して行う必要がある。	
(2)	環境にやさしい学校施設の整備	教育総務課	環境整備については、学校とも十分に相談しながら進めてほしい。	学校施設の環境整備は、地域によってニーズが異なることから、対象となる学校と協議を行い実施した。	評価を行った年度だけではなく、今後、事業に取り組んでいくうえで、対処していかなければならない課題について記載しています。	

昨年度の点検・評価において、外部評価委員の方からいただいた意見を記載しています。

昨年度出された外部評価委員の意見・指摘に対して、どのような対応を行ったのか記載しています。

評価を行った年度だけではなく、今後、事業に取り組んでいくうえで、対処していかなければならない課題について記載しています。

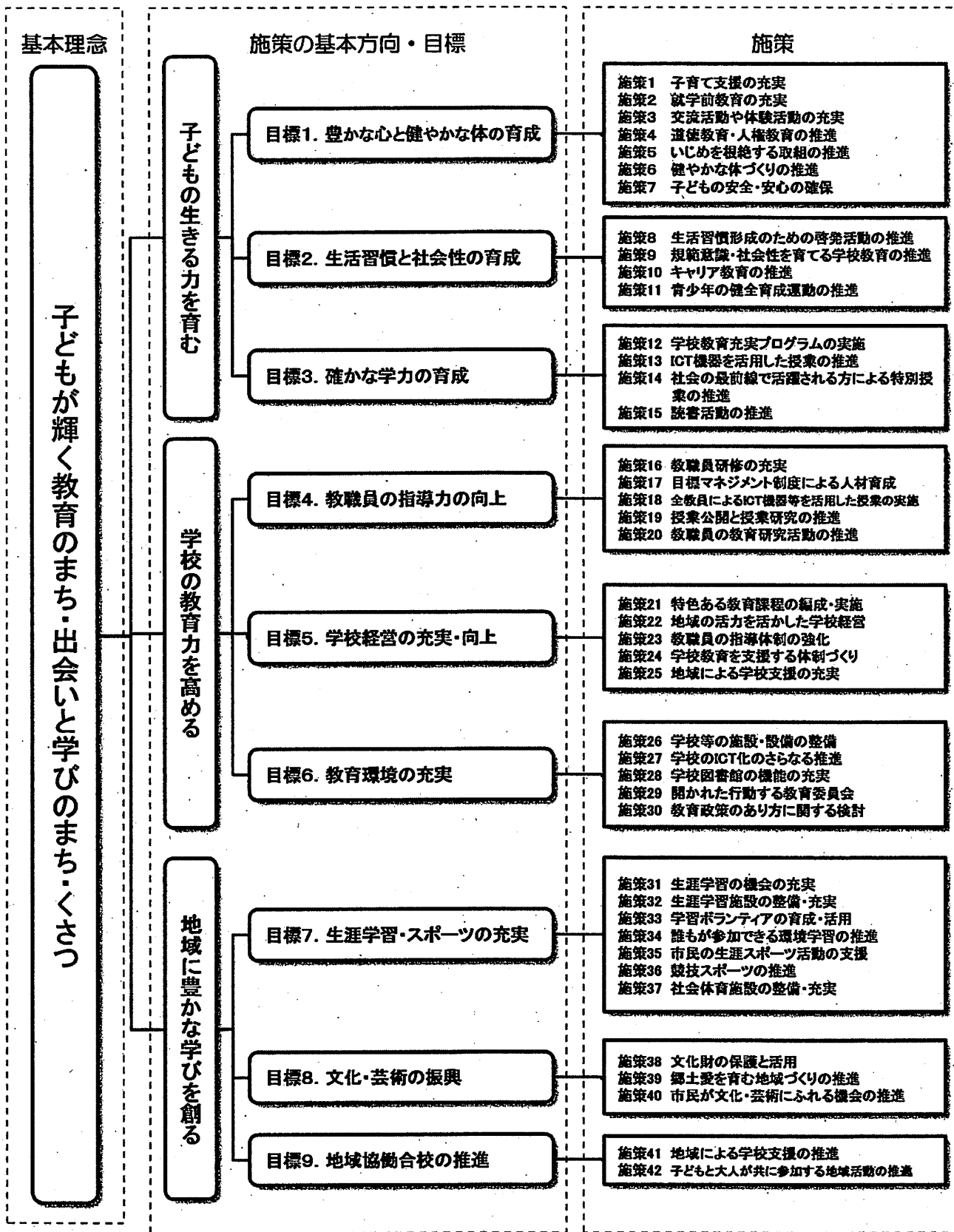
**注釈**

(※1) 非構造部材…柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)、窓ガラスなど構造体と区分された部材で、広い意味では設備機器や家具等を含めることがある。

(※2) デマンドコントロールシステム…基本料金や電気使用量の削減を目的に、受電電力を常時監視し、設定された値を超えないように、警告や自動制御を行う装置のこと。

評価シートの中で使われている、専門用語や行政用語など分かりにくい用語については、説明を記載しています。

# 施策体系図



## 1 「子どもの生きる力を育む」

**目標1. 健やかな心と体の育成**

**目標2. 生活習慣と社会性の育成**

**目標3. 確かな学力の育成**

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	①	豊かな心と健やかな体の育成	施策	3	子どもが参加する交流活動や体験活動の充実に図ります。
具体目標	ウ	豊かな心と人間性の育成			
具体施策	(1)子どもが地域の人や自然とふれあう活動を広げます。 (2)子どもと大人の関わりが豊かになるような地域活動を支援します。				(地域一括交付金(※1)による事業)

取組状況		目標(上段)と実績(下段)									
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値						
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	子どもが参加する地域交流・体験活動機会の充実(地域協働合校(※2)事業)	生涯学習課	事業の見直しやインフルエンザ流行による事業中止があった学区があり、平成27年度と比べ参加者数は減少したが、市民センター(公民館)での宿泊合宿や植栽活動など地域の人や自然とふれあう体験交流活動は引き続き取り組まれており、「地域で子どもを見守り育てる」意識の醸成と、子どもの地域への愛着心の醸成につながった。	地域で実施される地域協働合校事業に参加した小中学生の人数	8,000人	目標	7,500	7,650	7,800	7,900	8,000
						実績	7,326	6,496			
						目標達成度	97.7%	84.9%			
(2)	子どもと大人の地域交流活動の支援(地域協働合校事業)	生涯学習課	ふれあいまつりへの参加者減、また事業の見直しやインフルエンザ流行による事業中止があった学区があり、平成27年度と比べ参加者数は減少した。イベント型事業から、地域の歴史や伝統文化を学ぶ「ふるさと探検活動」や調理、ものづくり、防災体験といった地域の特色を生かした大人と子どもが共有する体験型の事業が主流となり、個々の地域実情に応じた取り組みは、大人と子どもが学び合い体験を共有する意識の醸成につながった。	地域で実施される地域協働合校事業に参加した大人および小中学生の人数	20,000人	目標	19,000	19,250	19,500	19,750	20,000
						実績	18,611	10,745			
						目標達成度	98.0%	55.8%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	子どもが参加する地域交流・体験活動機会の充実(地域協働合校事業)	生涯学習課	地域の協力が不可欠な事業であるので、地域間で格差が出ないように配慮してほしい。中高生が地域にもっと関わることができるような工夫についても検討してほしい。	地域での清掃活動や、宿泊合宿に中学生や高校生が参加している好事例などを地域間で共有し生かせるよう、地域協働合校関係者の合同研修会において意見交流で話題提供を行ったほか、地域協働合校情報紙「協働通心」を発行し、情報の共有化に努めている。	学区の特色を生かした活動の継続、充実を図るため、情報提供をはじめ、活動に取り組むうえでの相談に応じるなど必要に応じた支援を行う必要がある。	
(2)	子どもと大人の地域交流活動の支援(地域協働合校事業)	生涯学習課	子どもと大人のお互いに良い影響を与える良い事業だと思う。今後は、教育委員会からまちづくり協議会への更なる支援やアドバイスをお願いしたい。	事例集や啓発パンフレットを作成し、まちづくり協議会をはじめ関係機関へ周知啓発を行うとともに、「協働通心」を庁内に公開し、職員への啓発を行った。また、生涯学習課の社会教育主事が地域活動支援を行っている。	情報紙発行をはじめとした情報発信とともに、地域の声を受け止め、事例などを分析したうえで必要な支援が行えるよう、定期的な地域訪問などの状況把握が必要である。	

**注釈**

(※1) 地域一括交付金…地域(概ね小学校区)の各種団体へ交付していた補助金を地域の裁量で弾力的に利用できるようひとまとめにして交付金化したもの。  
(※2) 地域協働合校…平成10年度から本市が進めてきた取組で、学校・家庭・地域がそれぞれの持つ教育機能を生かしながら、子どもと大人の協働による地域学習社会づくり(子どもと大人が、地域の文化や現代的な課題について学び合い・かかわり合い・認め合いの協働を積み重ねる社会)を目指したもの。



基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	①	豊かな心と健やかな体の育成	施策	4	心に響く道徳教育・人権教育を推進します。
具体目標	ウ	豊かな心と人間性の育成			
具体施策	<p>(1)各学校で、保護者や地域に取組を発信しながら、授業の工夫に取り組み、子どもの心に響く道徳教育を推進します。</p> <p>(2)学校・家庭・地域が一体となった教育活動を通じて、お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる世の中の実現をめざす人権教育に取り組み、偏見や差別を許さない意識や実践力の育成を推進します。</p>				

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	道徳教育の推進	学校教育課	文部科学省・滋賀県教育委員会からの委託を受け、市内全小中学校(推進校:草津中・草津第二小)において、教科化に向け、学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上を図った。学校や地域で自主的に行う多様な道徳教育の取組に対して、市教育委員会からも支援を行った。また、道徳教育推進教師(※1)の力量を高めるために研修会を実施した。さらに、「草津市道徳教育フォーラム」では、市の道徳教育活動の成果を広く発信した。	「人が困っていたら進んで助ける」と回答した児童生徒の割合(学校共通アンケート)	90.0%	目標	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
						実績	89.3	88.8			
						目標達成度	99.2%	98.7%			
(2)	中学校区別人権教育実践交流会	学校教育課	市内全6中学校区で実施している人権教育実践交流会における授業研究会や研修会などを通じて、保・こ・幼・小・中・高の教育実践の推進と充実を図った。そのことにより、校種間の連携が深まり、確かな人権意識の基盤となる学力向上や基本的な生活習慣の確立に向けて、各学校園所で共通した課題意識をもち、教育活動を進めることができた。	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	75.0%	目標	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0
						実績	69.6	74.7			
						目標達成度	98.0%	103.8%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	道徳教育の推進	学校教育課	各学校の道徳教育推進教員の手腕によって、取組の質にばらつきが出やすいので、教員のスキルアップについても考えてほしい。自己肯定感を高めるために、具体的な達成感を得られる取組はもちろんであるが、内面的な自分の良さに気付くことができる取組も大切にしてほしい。	草津市道徳教育推進教師研修会や草津市教育研究所の夏期講座など、道徳教育推進教師を対象にした研修の場を設定し、教師の指導力の向上に努めてきた。また、学校では自尊感情を育み、児童生徒の内面的な自覚を促す指導を重ねている。	今後も継続して、よりよい生き方を求める「道徳の時間」の学習を進めるとともに、平成30年度以降の教科化を見据え、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、全教師が協力しながら、豊かな心を育む道徳教育を推進していくために支援を行い、その成果を発信する必要がある。	
(2)	中学校区別人権教育実践交流会	学校教育課	中学校区における保・子・幼・小・中・高の連携は今後も継続して行ってほしい。更に学校だけでなく地域とも連携し、「ALLくさつ」での人権教育をお願いしたい。	中学校区内の校・園・所における同和教育を核とした人権教育の推進状況を共有し、実践上の諸課題とその解決の方途について研究協議を行った。特に、授業・保育の公開をもとに、子どもの姿から校区で必要な指導方法等について、成果と課題を明らかにしながら、継続的に取り組んでいる。	重点目標の明確化や、実現するための手立てや工夫が研究教育財産として整理、蓄積されることが重要である。また、地域の方に積極的に授業等を公開し、連携を進めることも大切である。このような取組が、子どもたちの人権感覚の定着や更なる人権意識の向上、差別や偏見を許さない実践力の育成につながると考えられる。	

### 注釈

(※1)道徳教育推進教師…平成20年の学習指導要領改訂により新たに示された役割で、主に道徳教育の推進を担当する教師のこと。各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開している。

(※2)仲間づくり・授業づくり・環境づくり…滋賀県教育委員会から、「いじめや差別を許さない学校づくり」と題して、その取組のポイントを説明するパンフレットが発行されホームページにも掲載されている。その中では、子どもと教師と一緒に取組む3つの場面として、仲間づくり、授業づくり、環境づくりを挙げている。これら3つの場面を通して、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようにしていこうとしている。

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	①	豊かな心と健やかな体の育成	施策	5	いじめを根絶する取組を推進します。
具体目標	ウ	豊かな心と人間性の育成			
具体施策	(1)草津市いじめ防止基本方針に基づく「いじめ問題対策連絡協議会(※1)」を設置するとともに、関係機関との適切な連携のもと、いじめのない学校生活の確保に努めます。 (2)子どもたちが日々の学校生活を楽しく、安心してすごせる取組を進めます。				

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	草津市いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	いじめ防止対策に向けて、学校では児童生徒が標語を作ったり、寸劇や集会を開いていじめの未然防止に取り組んでいる。また、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察署やその他の関係機関との連携強化を図るとともに、各関係機関や団体から意見やアドバイスをもらうことで、学校におけるいじめの認知に対する意識が向上し、早期発見、早期対応へとつながった。	いじめの認知件数に対する解決率	100.0%	目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
						実績	99.3	100.0			
						目標達成度	99.3%	100.0%			
(2)	いじめ等問題行動対策アドバイザー派遣事業	学校教育課	いじめ等問題行動の課題解決に向けて、児童生徒や保護者等に直接対応できる自立支援・精神保健等に関するアドバイザーを派遣し、校内の生徒指導、教育相談体制等の一層の充実を図った。専門的な立場から、児童生徒と関わり、教師がアドバイスをもらうことで、教師の児童生徒や保護者への関係づくりがうまくできるようになり、問題行動が減少した。	いじめを含む問題行動等の発生件数の減少率(平成26年度 886件を基準とする)	24.0%	目標	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0
						実績	19.0	36.7			
						目標達成度	95.0%	174.8%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	草津市いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	解決率が非常に高く評価できるが、子どもたちの世界は簡単に割り切れないものであり、解決後の追跡もお願いしたい。表面に出てこない問題もあると思うので、関係機関と密に連携を取りながら適切に対処してほしい。	学校におけるいじめの認知に対する意識が向上し、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校全体でその後の注意深い見守りとケアの継続を徹底している。また、SNS等に関わる認知しにくいいじめ事案については、関係機関と連携を強め、児童生徒や保護者への啓発に努めている。	継続事案については、丁寧に情報共有するなど引き続き取組を続ける必要がある。また、複雑化するいじめ事案への対応や見えにくくなっている事案の早期発見のために関係機関との連携をさらに強める具体的な取組が必要である。	
(2)	いじめ等問題行動対策アドバイザー派遣事業	学校教育課	草津市は転出入も多く、家庭が抱えている問題も様々である。現場が抱える問題は多様化しているので、専門家が支えてくれることは非常に有難い。予算面もあるが、可能な限り拡充をお願いしたい。	いじめ等問題行動の課題解決に向け、2名のアドバイザーを派遣し、専門的な立場から、直接児童生徒に関わるとともに、教師への指導助言や校内の生徒指導や教育相談体制の充実を図ることにより、問題行動の減少につなげている。	時間数に制限があるため、幅広く複数の学校への配置や支援ができないことが課題である。今後も制度の拡充に向けて努力していく。	

**注釈**

(※1)いじめ問題対策連絡協議会…草津市いじめ防止基本方針に基づき、設置した協議会のこと。いじめの防止等に関する機関および団体との連携に関し必要な事項を協議する。市長、教育長、その他市長が委嘱任命する関係機関等の委員で組織する。

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	①	豊かな心と健やかな体の育成	施策	6	子どもの健やかな体づくりを進めます。
具体目標	工	健やかな体の育成			
具体施策	<p>(1)体力を培う学校体育と中学校運動部活動の充実を図ります。</p> <p>(2)子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ環境の充実を図ります。</p> <p>(3)子どもの体力の重要性について正しい認識が広がるよう、啓発を推進するとともに、体力向上に向けた取組を進めます。</p> <p>(4)学校での食育と家庭での食生活のあり方を啓発するとともに、地産地消の推進と食文化の継承に努めます。</p> <p>(5)児童・生徒や教職員の健康管理などを行い、学校保健の充実を図ります。</p> <p>(6)アレルギー対策やメンタルヘルスなどの重要な課題解決に向けて、健康教育の充実を図ります。</p>				

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1) (3)	小中学校体力向上プロジェクト	スポーツ保健課	<p>小学校では、中学年を対象に体幹を鍛えるためのダンス教室を実施した。また、立命館大学スポーツ健康科学部の協力のもと、体育授業の5分間で行える短時間運動プログラムを作成し、全小学校で実施した。さらに、教員の授業力向上のために実技講習会を実施するとともに、「体づくり運動」における指導案の作成に取り組んだ。これらの取組により、児童の運動に対する意欲関心を高めることができた。</p> <p>中学校では、スポーツドクター(※1)による講習会及びスポーツトレーナー(※2)による実技講習会を市内中学校2年生全員に実施し、生徒のスポーツ障害予防に対する知識を高めた。また、教員を対象とした実技講習会を実施し、教員の授業力向上に取り組んだ。</p>	小学校5年生の新体力テストの全国平均点に対する市の平均点の割合(市内平均点/全国平均点)	100.0%	目標	男子98.7% 女子97.9%	男子99.1% 女子98.5%	男子99.4% 女子99.0%	男子99.7% 女子99.5%	男子100% 女子100%
						実績	男子97.21% 女子96.09%	男子100.16% 女子97.20%			
						目標達成度	男子98.48% 女子98.15%	男子101.08% 女子98.68%			
(2)	子どものスポーツ活動の推進	スポーツ保健課	<p>「運動を通してすべての子どもに感動を」をテーマに、市内の全小学校6年生児童を対象として、立命館大学スポーツ健康科学部及び各競技団体との連携事業である「ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU(以下「JSF」)(※3)を開催した。</p> <p>各クラスごとの長縄8の字跳び、学校対抗リレー、各競技団体の新しいスポーツの魅力に触れる「チャレンジわくわくタイム」を実施し、子どもたちのスポーツに対する関心を高めることができた。</p> <p>また、スポーツ少年団活動への支援を行い、子どものスポーツ活動や心身の健全育成、仲間との交流等を促進することができた。</p>	ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSUの参加児童アンケート(抽出)満足度	95.0%	目標	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0
						実績	92.0	92.8			
						目標達成度	101.1%	100.9%			

取組状況

施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(4)	食育の推進	スポーツ保健課	各小中学校では食育の日(毎月19日)・食育月間(6月)を中心に、食に関する催しや啓発を行うとともに、学級活動や家庭科等の授業において食に関する学習を行い、食育を推進することができた。また、食育教室の開催やお弁当レシピ集の配布を行い、食への関心を高めることができた。 小学校給食においては、地産地消、減塩給食、手作り給食の推進に取り組むとともに、栄養教諭と学級担任が連携し、1年生から3年生の児童に対して、学年に応じた食に関する指導を行い、食育を推進することができた。	学校給食の地産地消率	40.0%	目標	38.0%	39.0%	40.0%	40.0%	40.0%
						実績	42.0%	49.2%			
						目標達成度	110.5%	126.2%			
(5)	児童・生徒等健康診断事業	スポーツ保健課	学校保健安全法に基づき、疾病の早期発見や生活習慣の改善を図ることなどを目的に、児童生徒および教職員を対象とした健康診断を実施し、児童生徒および教職員の健康増進を図った。	小中学校における健康診断の実施率	100.0%	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
						実績	100.0%	100.0%			
						目標達成度	100.0%	100.0%			
(6)	健康教育の充実	スポーツ保健課	アレルギー対策については、教職員を対象に、食物アレルギー等によるアナフィラキシーショック(※4)への対応等、アレルギーに関する基礎知識を学ぶ研修会を開催するとともに、各学校においてもアレルギー対策研修を実施したが、エピペン携行者のない学校の一部で未実施となった。また、学校給食においては、食物アレルギーのある児童に対し、献立や配合表等の資料を配布するとともに、保護者と連携をとりながら、アレルギーのある児童が安全・安心に学校生活を送れる環境を整えることができた。 薬物乱用の防止等に向けては、学校での学習やリーフレットによる啓発等を行い、生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用防止を図った。 メンタルヘルスについては、スクールカウンセラーにより、課題のある児童生徒、保護者へのカウンセリングを行うことにより、悩みや不安を解消することができた。	小中学校におけるアレルギー対策研修の実施率	100.0%	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
						実績	78.9%	85.0%			
						目標達成度	78.9%	85.0%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1) (3)	小中学校体力向上プロジェクト	スポーツ保健課	現代の子どもたちは土を踏む時間がどれだけあるのかと心配している。その意味でも体力向上プロジェクトは重要であり、学校の休み時間などに、運動を呼びかける取組があってもよいと思う。	体育授業の最初の5分間でできる短時間運動プログラムを全ての小学校で実施した。この取組により、学んだ運動を休み時間や帰宅後にする児童も増えており、体育を宿題として実施する学校もある。また、休み時間における運動の具体的な取組としては、異学年が交流する縦割り活動での遊びや、委員会活動の一環として「長縄大会」や「ドッジボール大会」などの各種運動大会を各校において積極的に行っている。	各校の特色ある運動遊びや、各種運動大会の取組については、市内の学校間で情報を共有し、自校の取組に活かす必要がある。	
(2)	子どものスポーツ活動の推進	スポーツ保健課	JSFはグループやクラスで協力した取組ができており評価できる。草津独自の取組なので、今後も力を入れてほしい。	参加する立命館大学の競技団体およびスポーツ健康科学部と密接な打ち合わせを行い、トップアスリートの技を身近に体験し、運動することの楽しさを味わうことができる取組とした。	スポーツ少年団の団体数が減少傾向にあることから、指導者の確保や育成をする必要がある。	
(4)	食育の推進	スポーツ保健課	食事は体づくりや運動とも関係が深いので、関連させながら指導を行うとより効果的だと思われる。	小学校では、栄養教諭等により、体づくりに必要な栄養素について学ぶ機会を総合的な学習の時間に設けている。また、中学校では、健康の保持増進には食事と運動が大きく関わることについて学ぶ機会を保健体育の時間に設けている。	小学校給食においては、減塩給食、手作り給食とともに、地産地消をさらに推進していく方を検討する必要がある。	
(5)	児童・生徒等健康診断事業	スポーツ保健課	教職員の心身の健康は充実した教育活動に必要な不可欠なので、ストレスチェックを活用しながら早めの対応をお願いしたい。また検診後に指摘された点について、治療ができていないか調査をしたほうが良い。	教職員については、通常の定期健康診断に加え、ストレスチェック制度に基づき、対象の全職員に対し、ストレスチェックを行った。また、希望者に対しては医師による面接を行った。健診後に指摘された点の治療調査については、管理職へ通知し、管理を行っている。	学校の希望どおりに健康診断事業を実施するため、早期に委託業者を決定できるよう取り組む必要がある。	

(6)	健康教育の充実	スポーツ保健課	アレルギーへの対処は、学校現場において命に関わる切実な問題であるので、慎重な取組をお願いしたい。	食物アレルギー等によるアナフィラキシーショックの症状や定義、エピペン(※5)の効用などの基礎知識やエピペントレーナーを使用した対応手順について学ぶことのできるアレルギー対策研修を小中学校で実施している。また、学校給食においては、詳細な献立表を配布するなど、保護者と連携を図りながら、食物アレルギーのある児童が安全・安心な学校生活を送ることができるよう取り組んでいる。	アレルギー対策については、命に関わる問題として、スムーズな対応ができるよう、定期的に研修を実施し、教職員全員の意識が高まるよう取り組む必要がある。	
-----	---------	---------	--	---	---	--

### 注釈

- (※1) スポーツドクター…医師免許を持った医師の中で、特にスポーツ分野に特化して健康管理や外傷の診断や治療を行う人のこと。
- (※2) スポーツトレーナー…スポーツ選手の身体づくり等をサポートする専門家のこと。トレーニング指導だけではなく、怪我やスポーツ障害予防等にも対応できる知識と資格を持っている。
- (※3) ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU(JSF)…「運動を通してすべての子どもに感動を」～運動好きの子どもを育てる～をテーマに立命館大学びわこ・さつキャンパスのクインスタジアムで行う、小学校6年生の全児童参加によるイベントのこと。
- (※4) アナフィラキシーショック…生体の防御反応において、ときにアナフィラキシーという極めて有害な反応を引き起こすことがある。こういった反応のうち、血圧が下がってショック状態に陥ったものをアナフィラキシーショックという。典型的な症状としては、じんま疹、紅斑、呼吸困難、めまい、腹痛、下痢、意識障害などがあげられる。
- (※5) エピペン…食物アレルギーやハチ刺傷によるアナフィラキシーに対する緊急補助治療に使用される医薬品のこと。アナフィラキシーを起こす可能性の高い患者が常備することで、発症の際に医療機関へ搬送されるまでの症状悪化防止に役立つ。



基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	①	豊かな心と健やかな体の育成	施策	7	子どもの安全・安心の確保を図ります。
具体目標	オ	子どもの安全・安心の確保			
具体施策	(1)自分の身は自分で守れるよう、防犯、防災、交通安全など、学校での安全教育を推進します。 (2)防犯ブザーや防犯連絡システムの活用を図り、地域と連携した防犯対策に取り組みます。 (3)子どもの安全確保を図るボランティア活動を支援するとともに、通学路の安全対策を図ります。				

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1) (2) (3)	学校安全推進事業	スポーツ保健課	各校において防犯、防災、交通安全指導を行うとともに、自転車を利用する機会が特に多い中学生においては、自転車通学安全モデル推進校の指定(高穂中学校・松原中学校)を受け、自転車通学の交通安全啓発活動を行った。また、自転車安全安心利用教室をスクアードストレート(※1)方式により開催し、事故防止と自転車の安全利用について指導することにより、生徒の安全意識を高めた。また、小学校新入生に携帯用防犯ブザーを配布するとともに、各校での指導を通して危険時における対応など、児童の防犯意識の醸成に取り組むことができた。 また、児童の登下校中の見守り活動等の促進や学校における危機管理意識の向上に向けて、地域住民や教職員を対象に、教育委員会が委嘱したスクールガードリーダー(※2)による巡回指導等を実施し、学校での安全教育を推進することができた。	スクールガードリーダーによる巡回指導等の実施回数	28回 (各校2回)	目標	26	28	28	28	28
						実績	26	28			
						目標達成度	100.0%	100.0%			
(2)	一斉メール配信システム(※3)	学校政策推進課	一斉メール配信システムを活用し、保護者やスクールガード(※4)に対して各校より不審者情報の提供等を速やかに行うことにより、児童生徒の安全を確保することができた。平成28年度は、保護者への登録の呼びかけを強化し、登録率が低かった中学校の登録数を増やすことができた。	児童生徒全体に対する登録率	100.0%	目標	85.0	90.0	94.0	97.0	100.0
						実績	78.7	90.6			
						目標達成度	92.6%	100.7%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1) (2) (3)	学校安全推進事業	スポーツ保健課	子どもの安心感と地域のやりがい相乗効果と好循環を生み出している事業であり、今後も地域と学校の信頼関係の中で取組を継続してほしい。子どもやスクールガード自身にも、潜在危険を察知できる能力を身に付けてほしい。	引き続き、地域住民によるスクールガード活動を実施するとともに、スクールガードリーダーによる巡回指導や養成講座を通して、児童やスクールガード等に対して危機管理意識の向上を図っている。	児童の登下校時の見守り活動は、スクールガードなど地域住民に協力いただいているが、継続的な協力体制を維持するため、人材の確保が必要である。 また、自転車の安全利用について児童生徒のヘルメット着用に取り組む必要がある。	
(2)	一斉メール配信システム	学校政策推進課	即時に情報が得られることは、子どもの安全面を考えると非常に重要である。メール受信機能を持たない家庭へのフォローはしっかりとお願いしたい。今後はまちづくり協議会にも登録をしてもらおうと良いのではないか。	メール受信機能があるツールを持っていない保護者には、電話等による連絡を行っている。また、まちづくり協議会関係者にも登録の呼びかけを行った。	登録率100%を目指して保護者への啓発を強化する必要がある。また、メール受信機能があるツールを持っていない保護者も存在するため、電話等による連絡を継続する必要がある。	

注釈
<p>(※1)スケアードストレート・・・スタントマンにより交通事故の状況を再現してみせ、恐怖を実感することで、交通ルールの大切さを学んだり、危険につながる行為を未然に防ぐ手法のこと。</p> <p>(※2)スクールガードリーダー・・・警察官OB等に委嘱し、学校の防犯体制と学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して専門的な指導を行う者。</p> <p>(※3)一斉メール配信システム・・・保護者のメールアドレスを事前に登録し、不審者情報や台風襲来時の下校等の緊急連絡を要する事象について、学校から電子メールで情報を配信できる仕組み。</p> <p>(※4)スクールガード・・・各小学校に登録した地域住民が子どもたちの下校時間に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見回りなどを行う学校ボランティアのこと。</p>

基本方向	1	子どもの生きる力を育む		
目標	②	生活習慣と社会性の育成	施策	8
具体目標	ア	家庭教育の啓発		
具体施策	<p>(1)「早寝・早起き・朝ごはん」や「あいさつ」等、基本的な生活習慣の確立を図るための啓発活動を推進します。</p> <p>(2)よりよい生活習慣形成のため、家庭での教育力を高めるための学習機会を提供するなど、家庭教育の啓発を進めます。</p>			

取組状況		目標(上段)と実績(下段)									
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値						
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1) (2)	家庭での教育力を高めるための啓発の充実	生涯学習課	市立校・園PTAが行う家庭教育学習事業の一部に対して補助を行い、学習機会の充実に努めたほか、家庭教育出前講座の実施や家庭教育サポート事業を実施し家庭教育学習の機会を提供した。平成27年度からの変更点として、家庭教育サポート事業の実施先に乳幼児健診での家庭読書啓発コーナーを設置したことや、子育て講座や子どもの見守り・防犯に関する講座などを単位PTAでの学習テーマを取り入れられたことにより、ニーズに合致し参加者が増えたと考えられる。	家庭教育の講座に参加した人数	1,900人	目標	1,000	1,100	1,800	1,850	1,900
						実績	971	1,728			
						目標達成度	97.1%	157.1%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1) (2)	家庭での教育力を高めるための啓発の充実	生涯学習課	事業名が仰々しいので、気後れしてる保護者もいるかもしれない。PTAの中での事業内容等の引継ぎを丁寧にしてほしい。	「家庭教育」という名前に敷居の高さを感じないように、年度当初のPTA役員会において、補助金関係書類記入例や講座の事例を交えた制度の説明を行い、活用を促すとともに、家庭教育の大切さについて啓発を行っている。	子育てに対する価値観が多様化する中で、保護者が求めるニーズを探り、自ら学び生かそうとする学習活動につなげていくことが必要である。	

#### 注釈

(※1)草津市家庭教育学習事業費補助金…地域で家庭教育について学習する機会をもってもらい、家庭の教育力向上を図るため、市立幼、認定子ども園・小・中学校PTAに対し、家庭教育に関する学習会や大会を行った際に、費用の一部を補助するもの。

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	②	生活習慣と社会性の育成	施策	9	規範意識と社会性を育てる学校教育を推進します。
具体目標	イ	社会性を育む教育の充実			
具体施策	(1)学校や社会のルールを守る指導や、情報活用能力を高める教育・情報モラル(※1)教育などを強化し、社会の一員としてのあり方を考える学習を充実します。 (2)不登校の解決に向けて学校全体および校種間で組織的な取組をします。 (3)小中学校で福祉体験学習や社会体験学習を推進します。				

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	規範意識の醸成	学校教育課	基本的な生活習慣を身につけること、規律ある行動をすることをねらいとした指導を、日常的な活動や各教科等の指導と関連させながら、道徳の時間を中心に行った。また、道徳の時間に情報モラル教育を行った。平成28年度の全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」と回答した児童生徒の割合が目標数値を上回り、継続的に取り組んでいる成果が見られた。	学校のきまりを守っていると答えた児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	92.0%	目標	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0
						実績	91.5	92.6			
						目標達成度	99.5%	100.7%			
(2)	グレードアップ連絡会(※2)	学校教育課	適応指導教室「やまびこ」(※3)や民間のフリースクール(※4)と連携を図りながら、不登校を含む学校不適応の児童生徒の情報共有と対応について協議する中学校区別グレードアップ連絡会を実施した。カウンセリング、社会福祉などの専門的な助言を得ながら事例検討を重ねる中で、課題のある児童生徒へのアセスメント(※5)とプランニングを小中学校の教職員とスーパーバイザー(※6)が合同で行い、個別ケースの課題要因を分析した。その結果、長期欠席の要因を特定することができた。	不登校児童生徒在籍率(小中学校別)	小学校0.40% 中学校2.88% (H26全国値)	目標	小0.55 中3.02	小0.51 中2.96	小0.47 中2.93	小0.43 中2.90	小0.40 中2.88
						実績	小0.59 中3.42	小0.50 中2.24			
						目標達成度	小93.2% 中88.3%	小102.0% 中132.1%			
(3)	福祉・社会体験学習の実施	学校教育課	全ての小中学校で福祉体験・社会体験学習に計画的に取り組んでいる。各学校がテーマを定め、シニア体験・車椅子体験・アイマスク体験、お店体験、奉仕活動、募金活動等を実施した。児童会活動や生徒会活動など児童生徒の主体的な活動も見られた。「人が困っていたら進んで助ける」と答えた児童生徒は88.8%を示し、継続的に取り組んでいる成果が見られた。 ※「人の気持ちが分かる人間になりたい」と答えた児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)で実績数値を挙げていたが、平成27年度から質問項目がなくなったので、評価項目を変更している。	「人が困っていたら進んで助ける」と答えた児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	88.0%	目標	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0
						実績	89.3	88.8			
						目標達成度	101.5%	100.9%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	規範意識の醸成	学校教育課	決まりを守ることにしても、上から押し付ける指導ではなく、児童会・生徒会活動の中から自発的に上がってくるものを大切にしながら、子どもとの信頼関係の中で成長を促して欲しい。	道徳の時間において、具体的な行動の一方的な指導や、対処法の指導ではなく、児童生徒が道徳的な価値を主体的に気づく学びになるような取組を進めている。また、日常の指導や生徒会や児童会活動を主体とした活動とも関連させながら、規範意識を高める指導に取り組んでいる。	今後、継続して、「きまりを守る」「すすんで助ける」などの道徳的実践力の育成を図る必要がある。また、道徳が教科化されることに伴い、子どもの規範意識を育むような評価方法について研究を進める。	
(2)	グレードアップ連絡会	学校教育課	様々な事情を抱えた生徒や保護者がいるので、フリースクールに限らず、選択肢を増やすことは良いことだが、教育委員会の考え方を整理しておく必要がある。組織として子どもを支える仕組みについては、今後も充実して欲しい。	適応指導教室「やまびこ」や民間のフリースクール等の機関との連携は、関係者間で協議しながら個別ケースに丁寧に対応している。また、グレードアップ連絡会におけるスーパーバイザーの指導助言を校内の不登校対策に生かした。グレードアップ連絡会におけるスーパーバイザーの指導助言を校内で共通理解したり、校種間の交流で得られた指導技術を伝えたりするなかで、不登校に対して校内での取り組みを継続してきた。	児童生徒を取り巻く環境の多様化が一層進んでいることから、ケースごとのアセスメント力を高め、具体的な支援方策を立てるために研修を続ける必要がある。また、国や県の動向を踏まえ多様な受け皿を検討していく。	
(3)	福祉・社会体験学習の実施	学校教育課	子どもたちにとって大切な体験学習であり、今後も引き続き、充実に努めてほしい。	これまでから継続的に取り組んでいるプログラムをもとに、保護者や地域、関係機関との連携を生かしながら、児童生徒の実態に応じた福祉・社会体験学習を実施した。	福祉・社会体験学習を実施できるようにカリキュラムを改善しながら、発展的に取り組む必要がある。また、発達段階に応じて系統的に実施していく必要がある。	

注釈
<p>(※1)情報モラル…情報社会を生きぬき、健全に発展させていくうえですべての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。</p> <p>(※2)グレードアップ連絡会…子どもたちの多様な実態に学校単独で対応するだけではカバーしきれない生活指導上の諸問題が顕在化していることに対して、草津市の小中学校のいじめ・不登校・学校不適応を含む問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を目的に調査・研究、ケース会議、小中学校の交流・連携事業を推進していこうとするもので、中学校区ごとに毎月1回の連絡会を開催している。また、多面的な視点で事例をアセスメントするために連絡会にはスクールソーシャルワーカー(精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士)を招聘し、専門的なアドバイスを受けている。</p> <p>(※3)適応指導教室「やまびこ」…不登校の児童生徒に対し、学校復帰のための指導・援助を行うため、教育委員会が学校以外の場所に設置する施設。カウンセリングを通じた教育相談や教科学習の指導、自然体験や調理実習、ゲームなどのグループ活動などを行っている。</p> <p>(※4)フリースクール…不登校の子どもを受け入れることを主な目的とする団体・施設のこと。</p> <p>(※5)アセスメント…ソーシャルワークでは、クライアントに関する情報収集をいうことから、支援を必要としている子どもの状態を理解するために、その子どもに関する情報をいろいろな角度から集め、その結果を総合的に整理、解釈していく過程や見たてのことを言う。</p> <p>(※6)スーパーバイザー…教育相談活動、生徒指導において、取扱う事案にかかわる考え方、指導のあり方について、より上位の専門的な立場から指導、監督、助言を行う者を指す。</p>

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	②	生活習慣と社会性の育成	施策	10	キャリア教育(※1)を推進します。
具体目標	イ	社会性を育む教育の充実			
具体施策	(1)子どもの発達段階に応じて、職業や社会貢献、自分の生き方について考えさせるキャリア教育を行います。 (2)小中学校で、社会の最前線で活躍する人々を招いての特別授業を行います。				

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	キャリア教育の推進	学校政策推進課	<p>小学校では、社会科の地域学習や総合的な学習の時間のゲストティーチャーによる講義等を通じてキャリア教育を行った。</p> <p>中学校では、滋賀県が作成したキャリアノートを活用した学習や、2年生全員を対象にした5日間の職場体験(チャレンジウィーク)によるキャリア教育を行った。</p> <p>これらの取組により、児童生徒が勤労観や職業観を身に付け、将来の進路選択を考えることができるようになった。なお、職場体験では、学級不適應や不登校傾向にある生徒も参加できた事例もある。</p>	<p>職場体験実施後生徒アンケート項目「職場体験で自分のよさや適性などを発見したり、確認したりできた」の肯定的な回答率</p>	85.0%	目標	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
						実績	80.0	77.8			
						目標達成度	94.1%	91.5%			
(2)	スペシャル授業の実施	学校政策推進課	<p>各界で活躍する著名人や高い知識・技能を有する専門家を市教育委員会が6名招聘し、10校の小中学校で「夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」を実施した。また、学校改革パイオニアスクールくさつ推進事業(※2)において、各小中学校が延べ57名の講師を招聘し、スペシャル授業を実施した。</p> <p>講師の実体験を基にした話や、専門的な知識・技能にふれることで、児童生徒は学習への意欲関心を高めるとともに、質の高い学びや、将来や夢の実現に向けて考える機会を得ることができた。</p>	<p>授業実施後の児童生徒アンケート項目「これからこんなことをがんばりたい(してみたい)と思ったことがある」の肯定的な回答率</p>	75.0%	目標	63.0	66.0	69.0	72.0	75.0
						実績	60.0	95.4			
						目標達成度	95.2%	144.5%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	キャリア教育の推進	学校政策推進課	仕事の裏側を見ることが出来る非常に良い取組なので、これからも大切にしていきたい。現場の負担が大きいことは課題ではあるが、管理職以外の教員は地域と関わる機会が少ないので、教員にとっても大切な取組であると思う。	中学生の職場体験では、担当する教員が受入先事業所の確保や日程調整等、地域に関わる業務を行っているところであるが、そのことに伴う教員の負担を抑えるため、市教育委員会において事業所の案内、経費精算の事務処理等を行っている。	地域人材を活用したキャリア教育の充実を図る必要がある。また、職場体験は、生徒にとって貴重な体験であり、今後も継続する必要があるが、教員の負担も大きいため、市教育委員会によるサポートをしっかりと行い、教員の負担を抑えることが必要である。	
(2)	スペシャル授業の実施	学校政策推進課	子どもが興味を持っている職業は年々変化しているので、理系的な職種も含め、幅広い職種の方から話が聞けるとより有意義だと思う。	平成29年度には、研究者やロケット開発を行う企業の経営者といった理系職種も含め、様々な職種の方を招聘し、「夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」を実施することとしている。	様々な職種の方による多様なスペシャル授業が実施できるよう、講師を確保することが必要である。	

注釈
<p>(※1)キャリア教育…「一人ひとりの社会的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のこと。子どもたちが社会の変化に対応し生き抜く力や、社会の一員として自分の役割を果たしながらよりよく生きる力を身につけ、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観、職業観を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育を進めている。具体的には各学校において、教科活動を含めたすべての教育活動の中で、生きる力の基礎となる人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力(働くことの意義や役割の理解や、将来設計をする力)を育て、ボランティア活動や社会体験・職場体験等の様々な体験を通して、自分の良さや可能性に気づき、学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、自分の将来を考えることが大切である。</p> <p>(※2)学校改革パイオニアスクールくさつ推進事業…小中学校が、独自の教育プランを企画・実施・発信することにより、創造的で特色ある教育や新しい時代の要請に応える教育の実現を目指すための事業のこと。平成29年度からは、新学習指導要領に盛り込まれた主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善をテーマとし、各校独自の取組を更に発展させる取組を推進することとしている。</p>



基本方向	1	子どもの生きる力を育む		
目標	②	生活習慣と社会性の育成	施策	11 青少年の健全育成運動を推進します。
具体目標	ウ	青少年の健全育成		
具体施策	(1) 青少年の健全育成に関わる団体や指導者を育成・支援し、地域のつながりを深めます。 (2) 青少年が地域活動に参加する仕組みづくりを進めます。 (3) 青少年の非行防止の取組と立ち直りの支援の充実を図ります。			

取組状況					目標(上段)と実績(下段)					
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	H27	H28	H29	H30	H31
						目標	実績	目標達成度		
(1)	青少年健全育成に関わる指導者の育成・支援	生涯学習課	少年団体指導者講習会への参加団体が減少したことから目標値に達しなかった。しかしながら、青少年の主張発表大会や青少年育成大会などの市民団体が行う啓発・研修活動への支援、あいさつ運動や声かけパトロールなど地域での青少年健全育成活動への支援を行った結果、地域での連携が深まり、子どもを見守る地域の大人の意識向上につながった。	青少年育成事業に参加した人数	950人	800	850	900	950	950
						862	816			
						107.8%	96.0%			
(2)	青少年の地域活動への参加	生涯学習課	心身ともにたくましい青少年を育成するため、市子ども会指導者連絡協議会などの青少年育成団体が実施するリーダー養成事業を支援した。市子ども会指導者連絡協議会の6年生リーダー養成講座では、受験や習い事など、各家庭の事情があり参加者が減少した。また、ボーイスカウト講習会が日程調整が整わず実施されなかったため、結果として参加者が減少し目標値に達しなかった。しかしながら、養成講座参加者経験者が地域活動に参加しやすいよう取り組みを支援したことで、未来の地域を担う青少年の育成と地域活動への参加につながった。	青少年リーダー養成講座等に参加した人数	450人	390	420	430	440	450
						339	317			
						86.9%	75.5%			
(3)	青少年の非行防止と立ち直り支援	少年センター	少年補導委員、警察をはじめとした関係機関と連携し、宿場まつりや納涼まつりなどのイベントの開催時やショッピングセンター・深夜営業店舗への定期的な街頭巡回活動を通じ、青少年健全育成のための環境づくり、意識向上を図った。また、無職少年対策指導や立ち直り支援事業「あすく(※1)草津」の活動を通して、非行防止と立ち直り支援に取り組んだ。平成28年度においては、不在時間が多いなど連絡を取ることが難しい保護者や休みがちな通所少年が多く、相談件数は減少した。また、警察をはじめ、発達支援センターなど関係機関との連携のもと、より少年やその家族に寄り添った相談対応を行うことができた。	青少年に関する相談件数	1,000件	700	1,000	1,000	1,000	1,000
						984	863			
						140.6%	86.3%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	青少年健全育成に関わる指導者の育成・支援	生涯学習課	大人の活動自体が子どもたちの見本となるような取組にしていってほしい。教育委員会からも積極的な支援をお願いしたい。	市の後援事業である「挨拶(あいさつ)運動」は、各学区独自の活動にも広がっており、地域の大人と子どもの信頼を結ぶ活動として定着している。会議を通じ、好事例の紹介や意見交流を行い、情報共有を図っている。	市青少年育成市民会議の活動を通じて、情報提供など各学区活動の充実に向けた支援が必要である。	
(2)	青少年の地域活動への参加	生涯学習課	リーダー養成講座は、講座に参加し、成長した中高生・大学生が、地域のために活躍することができる取組であり、何か良い事例があれば積極的に紹介し、啓発に努めてほしい。	市青少年育成市民会議顕彰事業を通じ、リーダーとして青少年育成に関わった大学生などの功労表彰を行い、好事例の啓発を行っている。	青少年育成活動を続けるうえで、受験や通学など、中・高校生リーダー世代が抱える負担要素があるが、市子ども会指導者連絡協議会と連携し、養成講座経験者のデータベース化により、情報発信などの支援を行うほか、大学等へのアプローチなど活躍に向けた取り組みが必要である。	
(3)	青少年の非行防止と立ち直り支援	少年センター	子どもの貧困に関する問題とも関連があり、様々な専門機関と連携して、丁寧な支援に努めてほしい。	貧困や心の疾患など少年や少年の家族が抱える問題は複雑化し、相談に応え支援していくためには臨床心理といった専門的な分野からのアプローチが必要なケースが増えていることから、臨床心理士有資格者の相談員を配置するとともに、警察をはじめとした関係機関と連携し、個々のケースに対応し支援に努めている。	貧困など少年を取り巻く環境の問題解決のために福祉部局をはじめとした関係機関との連携をさらに強めるとともに、少年センター・あすくへへの通所で、立ち直りの道が見えた少年への次のステップとして、ハローワークや企業と連携し職業体験などを通じ、経済的自立へ向けた目標、方向性が持てる支援が必要である。	

注釈
(※1)あすく…滋賀県の事業で、「青少年立ち直り支援センター」の名称である。現在、県内に9箇所設置されている。非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる少年が、自分自身を見つめ直し自分の課題を克服しながら社会に適応して生活できるように「あすく」個別プログラムを組み、少年を支援している。「あすく」は、少年たちが支援を受けて立ち直るための地域の学校「A SCHOOL」であり、少年に「明るい明日がくるように」と願いを込められたものである。

基本方向	1	子どもの生きる力を育む		
目標	③	確かな学力の育成	施策	12
具体目標	ア	学力の向上		
具体施策	<p>(1)すべての子どもを対象とする漢字検定、文章検定、英語検定の取組を進めます。</p> <p>(2)朝のモジュール学習(※1)を通して、子どもの学びの姿勢を育成します。</p> <p>(3)社会で自己実現できる力を育て、生きる力の育成を図ります。</p> <p>(4)様々な客観的評価により子どもの学力状況を把握し、学力課題の克服に努めます。</p> <p>(5)家庭と協力して振り返り学習が定着するよう努めます。</p> <p>(6)学びのセーフティネット(※2)を構築するために「学びの教室」を開催します。</p>			

取組状況		目標(上段)と実績(下段)									
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値						
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	検定事業を活用した学力の向上	学校政策推進課	<p>児童生徒の言語能力向上を図るため、漢字検定(※3)・文章検定(※4)(小学校4年生～中学校2年生)、英語検定(中学校1年生～3年生)に係る検定料への補助を実施した。</p> <p>漢字検定・文章検定では、「特別賞」(※5)に1小学校と1中学校が、「奨励賞」(※5)に2小学校が選定された。</p> <p>平成28年度からは、英語検定について、受験級の合否による実用英語技能検定(※6)から、スコア型の評価であるGTEC(※7)に変更した。</p>	漢字検定・文章検定において、新たな級を取得した児童生徒の割合	84.0%	目標	-	75.0	78.0	81.0	84.0
						実績	-	68.4			
						目標達成度	-	91.2%			
				中学校3年時に英語検定3級程度の生徒の割合	66.0%	目標	-	60.0	62.0	64.0	66.0
						実績	-	56.2			
						目標達成度	-	93.7%			
(2)	モジュール学習	学校教育課	<p>各小中学校において、朝の10～15分の短時間の帯学習を設定し、読書やドリル学習等に取り組んだ。落ち着いた雰囲気です学校生活をスタートできることが、学びの姿勢の育成と、基礎学力の定着につながっている。</p>	「授業がわかる」と感じている児童生徒の割合(学校共通アンケート)	90.0%	目標	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
						実績	89.2	87.7			
						目標達成度	99.1%	97.4%			

取組状況

施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(3)	生きる力の育成	学校教育課	授業改善を進め、学習を通して身につけたことを日々の生活に生かし、充実感、達成感を味わわせるとともに、児童生徒一人ひとりが自立して生きていく力の育成を図ってきた。	「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	95.0%	目標	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
						実績	93.8	93.8			
						目標達成度	98.7%	98.7%			
(4)	子どもの思考力育成事業	学校政策推進課	小学5年生を対象に、市教育委員会が作成した家庭学習用問題プリント(13回)の添削指導を実施した。これにより、子どもの「基礎的・基本的な知識・技能を生かして思考・判断・表現する力」を向上させ、家庭学習習慣の定着を図った。	抽出問題全部の正答率	70.0%	目標	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
						実績	63.0	65.9			
						目標達成度	90.0%	94.1%			
(5)	家庭への啓発	学校教育課	各校で作成した「家庭学習の手引き」をもとに学習習慣の定着を図るべく学校説明会や学校通信等を通じて、学習習慣の定着について家庭に啓発した。成果として、学校評価において「保護者や地域住民への積極的な情報発信ができています」の5段階評価の平均が4.5ポイントに達し、学校の教育活動の情報発信や家庭学習に関わる啓発について、一定の成果が上がっている。	「保護者や地域住民への積極的な情報発信ができています」学校評価・5段階評価の平均	4.5	目標	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
						実績	4.4	4.3			
						目標達成度	97.8%	95.6%			
(6)	草津市土曜日学びの教室・草津市放課後学びの教室	学校教育課	基礎学力や家庭学習の習慣を身につけることを目的に、土曜日・放課後に、市内4会場で講師の指導による学習教室を小学5年生から中学3年生までの児童生徒を対象にして、各学年で年間30回実施した。さらに「放課後学びの教室」では、中学生を対象に年間15回の振り返り学習も実施した。参加者数は、「土曜日学びの教室」は2会場で91名、「放課後学びの教室」は2会場で61名で、参加者アンケート結果において、参加児童生徒のうち、「学力がアップしたと思う」と回答した児童生徒が89.2%あり、基礎学力の向上につながっている。	参加した児童生徒のうち、「学力がアップしたと思う」と回答した割合	90.0%	目標	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
						実績	87.0	89.2			
						目標達成度	96.7%	99.1%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	検定事業を活用した学力の向上	学校政策推進課	成功体験が得られることは、子どもの自尊感情を高めることにもつながり、良い取組だと評価できる。学力面で配慮が必要な子どもには、検定の選び方や検定以外の面で、成功体験が得られるような工夫をお願いしたい。	英語検定については、受検級の可否による評価である実用英語技能検定から、スコア型の評価であるGTECに変更し、より実力が分かりやすくなるようにした。また、漢字の習得が困難な子たちのために、「ひらがな検定、カタカナ検定、英語力検定」を市教育委員会が独自に作成し、誰もが成功体験が得られるよう工夫した。	英語検定については、中学1年生は4技能(Reading, Listening, Writing, Speaking)となっているが、中学2、3年生は3技能(Reading, Listening, Writing)となっている。コミュニケーション能力の育成を図るためにも、全学年で4技能を受けられるようにする必要がある。	
(2)	モジュール学習	学校教育課	短い時間の中で、各校それぞれが工夫をしており、評価できる。今後も創意工夫に努めてほしい。	教育課程編成の工夫の一環として、各学校においてモジュール学習の指導内容や方法の改善を図っている。	新学習指導要領実施に向けたカリキュラム・マネジメントにおいて、モジュール学習の設定の工夫が一層求められる。	
(3)	生きる力の育成	学校教育課	予測が難しい時代を生きる子どもたちにとって、真に必要な力が身につくよう、他の取組とも繋がりを持たせながら、充実に努めてほしい。	学校が地域社会と連携・協働して、学校のカリキュラムを編成し、授業の実践、評価、改善を行うことができるように取組を進めている。地域の人的・物的資源を活用し、社会教育との連携を図り、開かれた学校教育に努めている。	児童生徒の実態を踏まえ、カリキュラムを編成し、組織的・計画的に実施することが必要であり、学校の実情に応じた人・物的な資源の有効な活用を考える必要がある。	

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(4)	子どもの思考力育成事業	学校政策推進課	添削指導は子どもたちのモチベーション向上に繋がりが、良い取組である。県の取組との兼ね合いもあるが、内容を精選しながら、今後も取組を継続してほしい。	滋賀県教育委員会が平成27年度から始めた「学び確認テスト」と「学び直しプリント」(※8)は、本事業と同様の取組であるため、平成29年度には、回数を減らしている。(13回→7回)	本事業を5年間実施する中で、多くの問題プリントを作成・蓄積しており、県の事業とも重複するものとなっているため、今後は、県の事業を有効利用する方向で、本事業を見直していく必要がある。	
(5)	家庭への啓発	学校教育課	家庭学習の定着も学力向上に関する大きな要素であり、他の取組とも繋がりを持たせることが、子どもたちの力に繋がると思う。	家庭学習の定着を図るとともに、昨年度から市内小中学校で「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善に取り組み、授業と家庭学習のつながりを大切にしたい学習サイクルを通じた学力向上を図っている。	児童生徒の学力と学習意欲の向上につながるよう、家庭学習の指導支援の在り方や家庭への啓発について、引き続き工夫していく必要がある。	
(6)	草津市土曜日学習の教室・草津市放課後学習の教室	学校教育課	良い取組であり、保護者のニーズも高いと思うので、積極的な情報発信に努め、参加者をより増やしてほしい。学力向上事業については、全ての取組が単発的に行われるのではなく、繋がりを持たせながら取り組むことが、子どもの学力向上に繋がるものと考え。	より多くの児童生徒に受講してもらえるよう2次募集を行った。また、平成28年度末に次年度事業の予告として、学びの教室開催案内チラシを全保護者へ配布した。	広報活動に努力し、保護者に対して周知を徹底する。また、教室の開催場所について、市内全域からより参加しやすい場所について検討していく必要がある。	

注釈
<p>(※1) モジュール学習…10分、15分など時間を横断的な単位として、取り組む学習形態のこと。</p> <p>(※2) 学びのセーフティネット…国の第2期教育振興基本計画における、4つの基本的方向性のうちのひとつ。厳しい経済情勢において、社会的格差等の問題が指摘される現在、「社会を生き抜く力の養成」と「未来への飛躍を実現する人材の養成」の二つの基本的方向性を達成するため、誰もがアクセスできる多様な学習機会を設定し「再チャレンジの場」「生きる意欲を引き出す場」とすること。</p> <p>(※3) 漢字検定…公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する漢字能力に関する検定で正式には日本漢字能力検定という。一般に漢字検定または漢検と呼ばれる。</p> <p>(※4) 文章検定…公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する論理的な文章力や文章によるコミュニケーション力を問う検定で正式には文章読解・作成能力検定という。</p> <p>(※5) 特別賞、奨励賞…財団法人日本漢字能力検定協会が、「日本漢字能力検定」「文章読解・作成能力検定」において、努力を賞し、励みとする目的で、特に成績優秀な個人および団体に対して送る賞。</p> <p>(※6) 実用英語技能検定…公益財団法人日本英語検定協会 (Eiken Foundation of Japan) が実施する英語技能の検定。一般に英検と呼ばれる。</p> <p>(※7) GTEC…㈱ベネッセコーポレーションが実施している中学生・高校生対象のスコア型英語テストで、入試に必要な英語力「聞く」「読む」「書く」「話す」の4技能を測るもの。正式名称は「Global Test of English Communication」であり、その頭文字をとっている。</p> <p>(※8) 「学び確認テスト」と「学び直しプリント」…小学3年生～中学2年生を対象に国語科と算数科・数学科に関するテストを11月に実施し、明らかになった課題に適した学習プリントを準備し補習する取組のこと。</p>

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	③	確かな学力の育成	施策	13	全教室でICT(※1)機器を活用した授業を推進します。
具体目標	イ	学習意欲の向上			
具体施策	(1)全教室で電子黒板やタブレットPC等のICT関連機器を活用した授業の研究と実践を推進します。 (2)全教員が授業改善研修および実践に積極的に取り組み、「よくわかる授業」を進めます。				

取組状況		事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)				
施策番号							H27	H28	H29	H30	H31
(1)	電子黒板やタブレットPC、デジタル教科書(※2)を活用した授業の充実	学校政策推進課	市内全小中学校の全普通教室および特別支援学級の全教室に電子黒板を配備するとともに、普通学級には3学級に35台のタブレットPCを、特別支援学級には各学校10台のiPadを配備している。また、デジタル教科書や協働学習支援ソフト(※3)も導入しており、個別学習や一斉学習、協働学習を実践している。コンピュータ室の機器更新に合わせて、デスクトップ型から着脱式ノートパソコンに変更したり、普通教室の電子黒板をプロジェクター型から液晶型へ更新するなど、ICT教育環境の向上を図った。	「授業がわかる」と感じている児童生徒の割合	90.0%	目標	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
						実績	89.2	87.7			
							目標達成度	99.1%	97.4%		
(1)	文部科学省委託事業「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」	学校政策推進課	ICT機器を活用し、アナログとデジタルを組み合わせた市独自の草津型アクティブ・ラーニングの創設に向けて研究指定校5校での実践研究を行い、モデルカリキュラム(※4)や学びの系統表、実践事例集を作成した。研究指定校による研究発表大会や、市教育委員会主催の草津市教育フォーラムを開催し、研究の成果を県内外に広く発信した。	モデルカリキュラム作成に向けた授業実践記録の提出数(研究指定校5校合計)	15実践	目標	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
						実績	12.0	15.0			
						目標達成度	92.5%	100%			
(2)	ICT支援員(※5)の配置	学校政策推進課	民間委託で各校を巡回しているICT支援員が教室に入って授業をサポートしたり、教員に対してICTを活用した授業づくりのための研修を行うなどにより、全ての教員が日常的にICTを活用した授業を展開できるよう、授業支援を行った。また、ICT支援員統括リーダーと市教育委員会とで、毎月連絡会を実施し、成果や課題、取組の方向性について、共通理解を図った。	ICT支援員の業務に占める授業支援の活動割合	70.0%	目標	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
						実績	75.7	68.6			
						目標達成度	108.1%	98.0%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	電子黒板やタブレットPC、デジタル教科書を活用した授業の充実	学校政策推進課	子どもたちは本当によくICTを使いこなしている。教師も新たな発想を生み出しており、現場での様々な発想を市全体で共有し、各校の特色もいかながら、更なる発展を期待したい。ICT環境は非常に整っているのので、今後はより有効に使えるよう研究を進めてほしい。	新学習指導要領に盛り込まれた、主体的・対話的で深い学びへの授業スタイルに変革するため草津型アクティブ・ラーニングを推進し、研究指定校5校での実践研究を行い、モデルカリキュラムや学びの系統表、実践事例集を作成し、市内小中学校に発信した。	教員のICT機器の活用スキルは向上してきたが、草津型アクティブ・ラーニングを行うための授業力については、校内研究や指導主事による学校訪問等を通して引き続き向上を図る必要がある。	
(1)	文部科学省委託事業「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」	学校政策推進課	短期間で有意義な成果をあげられていると思う。今後とも教育委員会が先頭を立て、前向きに事業を進めてほしい。		事業の成果として作成した草津型アクティブ・ラーニングのモデルカリキュラムを、市内全小中学校に展開して実践するとともに、実践事例を更に収集し、市内全小中学校で共有を進める必要がある。	
(2)	ICT支援員の配置	学校政策推進課	機器を導入するだけでなく、人的なサポートがあることは現場にとっても非常に安心感がある。支援員の数については慎重に検討して欲しい。	平成28年度は、ICT支援員数が減員(7名→4名)になったことにより、各校への支援回数も減少した。そのため、各校の要望に応じた支援日の設定や、希望する業務のとりまとめを市教育委員会が行うことで、効果的な支援が行えるようにし、ICT機器の操作に係る支援だけではなく、授業支援の割合が高まる工夫を行った。平成29年度も、前年度と同規模で支援している。	ICT教育を推進していくためには、ICT支援員は欠かせない存在であるため、ICT支援員の配置を継続していく必要がある。	

### 注釈

- (※1) ICT…Information and Communication Technologyの略で、コンピュータの情報通信ネットワークの情報通信技術を表す言葉。  
(※2) デジタル教科書…電子黒板等で提示できる、紙の教科書に準拠したデジタル教材のこと。既存の教科書の内容がそのまま表示されるだけでなく、音声や動画の再生や拡大、編集などの機能がある。  
(※3) 協働学習支援ソフト…学習中にインターネット等の回線を通じて教師の準備した教材を配信したり、児童の意見を集約したりして協働学習を可能にするソフトのこと。  
(※4) モデルカリキュラム…一定の教育の目的に合わせて教育内容と学習支援を総合的に計画したモデルとなるもの。  
(※5) ICT支援員…授業などにおけるICT活用を円滑に進める環境を作ったり、教員のICT活用を支援したりして業務の情報化に資する者のこと。



基本方向	1	子どもの生きる力を育む		
目標	③	確かな学力の育成	施策	14
具体目標	イ	学習意欲の向上		
具体施策	(1)文化、芸術、学問、経済等、社会の最前線で活躍される方を小中学校に招いて、各校の教育計画に位置づけた特別授業を行います。			

取組状況											
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	目標(上段)と実績(下段)					
						H27	H28	H29	H30	H31	
(1)	スペシャル授業の実施【再掲(施策10)】	学校政策推進課	各界で活躍する著名人や高い知識・技能を有する専門家を市教育委員会が6名招聘し、10校の小中学校で「夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」を実施した。また、学校改革パイオニアスクールくさつ推進事業(※2)において、各小中学校が延べ57名の講師を招聘し、スペシャル授業を実施した。 講師の実体験を基にした話や、専門的な知識・技能にふれることで、児童生徒は学習への意欲関心を高めるとともに、質の高い学びや、将来や夢の実現に向けて考える機会を得ることができた。	授業実施後の児童生徒アンケート項目「これからこんなことをがんばりたい(してみたい)と思ったことがある」の肯定的な回答率	75.0%	目標	63.0	66.0	69.0	72.0	75.0
						実績	60.0	95.4			
						目標達成度	95.2%	144.5%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	スペシャル授業の実施【再掲(施策10)】	学校政策推進課	子どもが興味を持っている職業は年々変化しているの で、理系的な職種も含め、 幅広い職種の方から話が 聞けるとより有意義だと思 う。	平成29年度には、研究者やロケット開発を行う企業の経営者といった理系職種も含め、様々な職種の方を招聘し、「夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」を実施することとしている。	様々な職種の方による多様なスペシャル授業が実施できるよう、講師を確保することが必要である。	

注釈

基本方向	1	子どもの生きる力を育む			
目標	③	確かな学力の育成	施策	15	子どもの読書活動を推進します。
具体目標	ウ	読書活動の推進			
具体施策	(1)本の読み聞かせや学校図書館の業務支援を行うボランティアの育成や学校司書の配置に努めます。 (2)草津市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・図書館・家庭等と連携しつつ本好きな子どもたちの育成に努めます。 (3)司書教諭の専任配置に努めます。				

取組状況		目標(上段)と実績(下段)								
施策番号	事業名	担当課	事業の主な取組内容と成果	評価項目	最終到達目標値	H27	H28	H29	H30	H31
						目標	実績	目標達成度		
(1)	学校図書館運営サポーター(※1)の配置	学校政策推進課	各学校に学校図書館運営サポーターを年間210時間配置し、学校図書館の環境整備や貸出・返却業務の支援を行い、学校司書、司書教諭、学校図書館ボランティアと協力しながら、児童生徒の図書館利用の活性化を図った。 ※平成27年度実績値に修正誤りがあったため、今回の報告から訂正(誤:18冊→正:23.6冊)	児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	24冊	24	24	24	24	24
						23.6	23.8			
						98.3%	99.2%			
(1)	学校司書(※2)の配置	学校政策推進課	学校における児童生徒の読書活動の充実を図るために、民間委託による学校司書を市内全小中学校に週1日6時間、年間45日配置した。 ※平成27年度実績値に修正誤りがあったため、今回の報告から訂正(誤:18冊→正:23.6冊)	児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	24冊	24	24	24	24	24
						23.6	23.8			
						98.3%	99.2%			
(2)	図書館児童サービスの充実	図書館	「草津市の図書館運営計画」における施策の一つとして「未来を担う子どもの育成を推進し、子どもの成長に役立つ図書館」を掲げ、児童書の適切な収集と貸し出しを行い、各対象別に様々な事業を実施し利用者には高い満足度を得ることができた。また、より一層子どもの読書体験を豊かに育むためのブックリストの配布や、「図書館見学」、「団体一括貸し出し」等を実施し、学校や幼稚園、保育所、認定こども園への支援を図った。アンケート集計を児童乳幼児向け、中高生向け、高齢者向け、など5つの分野で個別に取ったことから、児童サービス提供を受けている人だけの評価となり、個別事項としての満足度実績が高くなった。今後は、目標数値を同数値維持とし、児童サービスの充実を図る。	利用者アンケートによる児童対象行事への満足度	80.0%	-	65.0	95.0	95.0	95.0
						-	94.8			
						-	145.8%			
(3)	司書教諭(※3)の専任配置	学校政策推進課	学校図書館の機能強化(※4)を図るため、教職員定数において司書教諭が専任配置されるよう国や県へ要望した。現時点では司書教諭の専任配置はなされていないため、当面は、管理職、司書教諭(兼務)、学校司書、学校図書館運営サポーター、学校図書館ボランティア等が学校図書館運営について協議する学校図書館運営部会を各学校において開催し、学校図書館の充実を図った。	学校図書館運営部会を毎学期開催した学校の割合	20校	-	20	20	20	20
						-	18			
							90.0%			

課題						
施策番号	事業名	担当課	昨年度の外部評価委員等の意見	昨年度からの対応	今後の課題	外部評価委員の意見
(1)	学校図書館運営サポーターの配置	学校政策推進課	ピブリオバトル(※5)は草津の名物になり得る取組なので、内外に更に広めてほしい。学校図書館は、掲示なども非常に凝っていたいただいている学校が多く、それは学校司書の方の力だと思う。	「くさつピブリオバトル2016」では、市内全小中学校の代表者55名が出場した(前年度比で約1.4倍)。このほか、学級や学年、学校単位でピブリオバトルを取り入れる授業が増えてきた。平成29年度からは、学校司書の配置日数を年間45日から60日に拡充し、学校図書館の毎日会館を実現するなど、学校図書館の機能強化を図っている。	引き続き、ピブリオバトルの充実や学校図書館の学習・情報センター機能の充実を図る必要がある。	
(1)	学校司書の配置					
(2)	図書館児童サービスの充実	図書館	図書館は、掲示やディスプレイが工夫されており、訪れる度に新しい発見がある。団体貸出については、仕組を知らない教員もいるので、もっとPRしてほしい。	図書館の展示やディスプレイについて、月1回以上の変更に加え、季節感を出す展示を行っている。また、Facebook等で積極的に行きたくするような情報を発信し、広報活動をすることで、子ども達の来館に努めている。市の子育て支援サイト「ぼかぼかタウン」にも図書館イベントの案内を掲載し、来館を促している。団体貸出については、校長会や教頭会を通じた学校への「出張ブックトーク」、「団体一括貸し出し」等についても案内を行ったほか、幼稚園、保育所、認定こども園へも、PRを図ったところである。	未就学児(0~3歳)とその保護者を対象としたおはなし会の要望もあり、両館におけるサービスの充実を図ることを検討していきたい。活字離れと言われる中高生への来館を促すYAサービスの実施方法を検討する必要がある。	
(3)	司書教諭の専任配置	学校政策推進課	現場の教員が司書教諭を兼ねることは、非常に難しい。専任の司書教諭の必要性について、根拠を持って説明できるようにし、実現をお願いしたい。	学校図書館の読書センター機能の充実と学習・情報センター機能の向上を図るため、教職員定数における司書教諭の専任配置について、国や県への要望を行った。	学校図書館の強化を図るため、教職員定数における司書教諭の専任配置について、国や県への要望を継続する必要がある。	

### 注釈

- (※1) 学校図書館運営サポーター…学校図書館の運営補助業務を行う者。市内小中学校では、学校司書や図書館ボランティアとあわせて活用することで読書環境の充実をめざしている。
- (※2) 学校司書…学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。(学校図書館法第6条第1項)
- (※3) 司書教諭…学校図書館の専門的職務をつかさどる教員のこと。(学校図書館法第5条第1項)
- (※4) 学校図書館の機能強化…図書館の機能として、読書活動を進める「読書センター機能」、学習を行う場としての「学習センター機能」、そして情報を収集し活用する「情報センター機能」の3機能が求められる。
- (※5) ピブリオバトル…数人の競技者が、自分たちの好きな本を持ち寄り、その魅力を5分の持ち時間で紹介し、聞き手が最も読みたい本を選ぶゲーム形式の書評発表会のこと。